

2023年6月21日
安全衛生委員会 事務局 畠中

全国安全週間について

7/1～7/7は第95回全国安全週間です。

今年度のスローガンは『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』に決まりました。6月は、その準備期間です。

その活動の一つとして、玄関とタイムカード付近にポスターなどを掲示して、安全意識の高揚をはかっています。



その他にも安全衛生委員会による安全パトロールを計画しています。

『ゼロ災』つながりでいうと、
柿原工業は5月26日に『連続無災害日数500日』を達成し、現在も継続中です。
(※業務災害に限る) (※休業4日未満の災害は含まず)



さらに12月12日まで無災害を継続すると、目標である無災害700日に到達します。
「引き続き、意識を高めて、安全行動をおこない、みんなでゼロ災職場を築きましょう。」

話はかわりますが、労働安全衛生規則等の改正があり、化学物質管理に関する国の方針が大きく変わります。
ひとことで言うと、
「国による個別具体的な規制」から「事業者による自律的管理」へ

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、
➡ 危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、達成のための手段は指定しない方に大きく転換

（厚生労働省資料より抜粋）

職場における化学物質管理を巡る現状

（1）労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。



特化則、有機則等で規制していても
なかなか災害が減らないなあ



事業者自らがリスクアセスメントの結果にもとづき
ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入



自分達で自律的管理ができるようにしよう。

■ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目指**に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

ということで、柿原工業としてもこれら法規則の改正（内容は右記のQRコード参照）にたいして、順次対応していきます。

